

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
屋久島町	南部第3地区(栗生、中間、湯泊、平内、小島集落)	令和3年3月18日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	271ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	196ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	150ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	52ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	53ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・農業者の高齢化が進んでいるが、農業後継者が未定の農家が多くなっている。
- ・担い手不足が深刻なため、新規就農者の促進が課題となっている。
- ・普通畑については、貸借による農地の流動化は進めやすいが、果樹園については困難な状況である。
- ・相続未登記の土地も多くなっており、正式な利用権設定が困難な農地が多くある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

栗生・中間集落の農地利用は、中心経営体である10経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

湯泊集落の農地利用は、中心経営体である5経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

平内集落の農地利用は、中心経営体である31経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

小島集落の農地利用は、中心経営体である25経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

後継者の育成・新たな担い手の確保

農業後継者の育成と、中心経営体となりうる新たな担い手を確保する取り組みを行う。

農業者の所得向上

ぼんかん・たんかんといった基幹作物の他に、新たな収益性の高い新規作物の導入を目指し、所得の向上につなげる。

鳥獣被害防止対策の取組

侵入防止柵、罟等を設置し、鳥獣被害を未然に抑える取り組みを行う。

話し合い活動の取組

人・農地プラン等を通じ、集落内で継続的な話し合い活動を行う。